

大規模事業所への「温室効果ガス排出総量削減義務と排出量取引制度」 第2計画期間の削減義務率について

●第2計画期間の削減義務率（2015～2019年度の平均）

区 分		基準排出量*比	
		(参考) 第1計画期間 (2010～2014年度)	第2計画期間 (2015～2019年度)
I-1	オフィスビル等 ^{※1} と地域冷暖房施設 (「区分I-2」に該当するものを除く。)	8%	17%
I-2	オフィスビル等 ^{※1} のうち、 地域冷暖房等を多く利用している ^{※2} 事業所	6%	15%
II	区分I-1、区分I-2以外の事業所 (工場等 ^{※3})	6%	15%

※1 オフィスビル、官公庁庁舎、商業施設、宿泊施設等

※2 事業所の全エネルギー使用量に占める地域冷暖房等から供給されるエネルギーの割合が20%以上のもの

※3 工場、上下水施設、廃棄物処理施設等

◆「より大幅な削減を定着・展開する期間」としての特別の配慮

(1) 中小企業への対応

中小企業（中小企業基本法に定める中小企業者（大企業等が1/2以上出資などの場合を除く。）、中小企業等協同組合法に定める事業協同組合等）が1/2以上を所有する大規模事業所は義務対象外（ただし、対策計画書の提出を求める。）

(2) 電気事業法第27条の使用制限の緩和対象事業所

上記の17%又は15%の削減義務率が適用される事業所のうち、電気事業法第27条の使用制限の緩和措置（削減率0%又は5%）を受けた施設・設備等（一部^{※4}除く）が主な用途^{※5}である事業所は、用途の特徴を考慮し、第2計画期間に限り削減義務率を緩和（4%又は2%緩和）

（例）4%緩和：医療施設、社会福祉施設等

2%緩和：冷凍冷蔵倉庫、航空保安施設等

※4：電気事業法第27条の使用制限の緩和措置として削減率10%が適用された施設・設備等、削減率5%が適用された施設・設備等うちの都施設、緩和対象時間帯が限定的であった施設・設備等及び発電のためのエネルギー供給等が制限緩和理由である施設・設備等

※5：主な用途とは、当該事業所の排出量の1/2以上であるものをいう。

(3) 第2計画期間から新たに削減義務対象となる事業所

第2計画期間から新たに特定地球温暖化対策事業所（削減義務対象事業所）となる事業所には、第1計画期間と同等の削減義務率（8%又は6%）を適用

◆優良特定地球温暖化対策事業所（トップレベル事業所）について

「地球温暖化の対策の推進の程度が特に優れた事業所」として、都が定める認定基準^{※6}に適合すると認められたときは、当該事業所に適用する削減義務率を1/2又は3/4に減少

（※6：認定基準は、2013年度中に改定）